

# 静岡県警察保護取扱いに関する訓令の制定について

(平成 19 年 7 月 17 日例規生企第 81 号)

静岡県警察保護取扱いに関する訓令（平成 19 年県本部訓令第 32 号。以下「訓令」という。）の制定に伴い、その運用及び解釈について定め、平成 19 年 8 月 1 日から運用することとしたので、職員に周知し適正な運用に努められたい。

なお、静岡県警察保護取扱規程の制定について（昭和 36 年防第 473 号ほか）は、廃止する。

## 記

### 第 1 制定の趣旨

この訓令は、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号。以下「警職法」という。）及び酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和 36 年法律第 103 号。以下「酩酊（めいてい）者規制法」という。）の規定に基づく保護並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の規定により児童相談所長の委託を受けて行う児童の一時保護並びに少年法（昭和 23 年法律第 168 号）その他の法令による被保護対象者の一時収容等一連の保護措置を適正に行うため、これらの取扱いの手続及び方法等の基本的な事項について、その基準となるべきものを取りまとめたものである。

### 第 2 教養の徹底

この訓令は、保護の着手から解除までの手続全般の適正さを担保する事項を規定したものであるが、保護が適正に行われるかどうかは、保護責任を付託された警察官が保護の要否及び救護措置の必要性等を的確に判断して、保護主任者の指揮を受けて、迅速に対応することが必要である。

よって、訓令に併せ関係法令の規定について全警察官に教養するとともに、精神錯乱者、泥酔者等の被保護者の特性について具体的に教養し、保護取扱いについての万全を期するものとする。

### 第 3 運用上の特に留意すべき事項

#### 1 保護についての心構え（第 2 条）

保護を要する者であるかどうかの判断は、直接人権に関わる問題であるから的確に行わなければならない。この場合において、泥酔者又は酩酊（めいてい）者については、保護の妥当性及び保護方法について社会的非難を受ける事案も発生しており、いやしくも保護を要すると判断した場合には、被保護者の生命、身体等の保護については、誠意をもってこれに当たるとともに、人権侵害に及ぶことのないよう配慮しなければならない。また、家族等への引渡し、関係機関への引継ぎ等は可及的速やかに行われるよう手配しなければならない。

#### 2 保護の責任（第 3 条）

署長が保護の全般についての責任者であることを明示するとともに、各署に保護主任者を置き、保護の実施について具体的な指揮監督を行わせることによって、その責任を明確にした。

なお、保護主任者は、署の生活安全（刑事生活安全）課長とし、当番時間帯（警察署当番を行う時間帯をいう。）においては警察署当番責任者が、入校等による不在時においては署長があらかじめ指定した者が、保護主任者に代わってその職務を行うことを規定し、その責任を明確にした。

### 3 保護の着手（第4条）

第1項の「その者の状態に応じて必要な措置」とは、通常地域警察勤務員によって行われる場合が多いと思われるが、その者を取りあえず交番等に運ぶ等の応急措置並びに現場における関係者からの事情聴取、家族等の住居を調査、近隣の家族等への引渡し等、保護現場及びこれに直結して行われる必要な措置をいうのであり、これらの措置によって処理解決できた場合を除き、被保護者については、保護主任者に報告して、その指揮を受けることとした。

### 4 保護の場所等（第5条）

被保護者の区分に応じ、適当と思われる保護の場所の基準を掲げたものであるが、各号以外に民家、駅の構内等現場付近において保護することができるものとする。

### 5 住所等の確認措置（第7条）

(1) 被保護者の住所、氏名等が判明しない場合において、「必要な限度で、被保護者の所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置」とは、所持するかばん、衣服のネーム、ポケット内の名刺又は定期券等を確認して住所等を認知することであるが、警職法第3条第1項第2号に該当する病人、負傷者等については、本人が住所等を申し立てる意思のない場合はもちろん、当該確認措置を拒むときにおいては、これを行うことができない。

(2) 住所等の確認措置は、特に必要がある場合のほか、訓令第12条の規定による危険物等の保管の際にも行うように配慮するものとする。

(3) 本条以下の「立会人」については、被保護者が女性である場合には、成人の女性を立ち合わせるよう配慮しなければならない。

### 6 保護情報の登録等（第8条）

警察官は、保護の取扱状況を相談業務・人身安全関連業務等システム（以下「システム」という。）に登録するに当たり、保護の現場において被保護者の氏名等を聴取するときは、被保護者のプライバシーに係る事項が他の者に知られてしまうようなことがないように配慮するなど、被保護者の個人情報の取扱いには十分注意しなければならない。

### 7 被保護者の観察の徹底（第9条）

被保護者の観察は、被保護者の身体観察に係るチェック票（以下「身体観察・チェック票」という。）により実施し、被保護者の応答状況、身体、被服、装着携行品及び現場の状況等から、単なる泥酔者か、交通事故及び転倒等外的要因による負傷者か、精神障害等による心神喪失者かの的確な判断を行い、病人、負傷者等においては速やかに医療の措置をとることはもちろん、これ以外の者であっても異状と認めるものについては、医師の診断、治療を求める等の措置をとるよう配慮するものとする。

#### 8 事故の防止等（第10条及び第11条）

- (1) 第10条の被保護者による事故を防止するため、保護着手、交番等（警察署以外の施設を含む。）搬送、警察署搬送及び保護室入室の各段階において、身体観察・チェック票に定められた項目を確認するほか、必要に応じて事故防止のための措置をとり、保護事故の絶無を期さなければならない。
- (2) 第11条の危害を防止するための「被保護者の行動を抑止するための手段」とは、保護の着手又は同行等の場合において、本人の暴行等を制圧するために、通常、被保護者の腕、肩等を抑える等の手段をいうが、場合によっては、手錠などを使うこともやむを得ない。この場合において、当該手段は、危害を防止して適切にその者を保護するためにやむを得ず行われるものであるが、直接身体についてその行動を制限することであり、特に手錠等は被疑者に使用されるものであることから、その使用は真にやむを得ない場合に限るのはもちろん、使用に当たっては、被保護者が負傷等をする事のないようにするとともに、なるべく衆目に触れないよう配慮しなければならない。

#### 9 危険物等の保管（第12条）

- (1) 危険物の保管については、法令によって所持することを禁止されている物を除き、一般的には被保護者を説得して、任意に提出させるものとする。ただし、被保護者が正常な判断能力を欠いている等やむを得ないと認められる場合には、被服の上から触るなどの方法により確かめるようにするとともに、危険物を所持しているときは保管するものとした。この場合において、身体検査とならないようにするとともに、保管する物の範囲についても、事故防止上やむを得ないと認められる範囲に限られることに注意しなければならない。
- (2) 第2項の「紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品」とは、着衣のポケットに無造作に入れてある等の状態で所持している現金などをいうのであるが、これらの保管についても前記(1)と同様に、できるだけ保管するように努めるものとする。この場合において、病人、負傷者等については、第1項の規定に準じて、確認することに対する承諾を得て行わなければならない。
- (3) 保管した危険物及び現金その他の貴重品を本人等に返還し、又は関係機関に引き継ぐときは、返還又は引継ぎを受けた者から署名を徴するとともに、その状況をシステムに入力して明らかにしておかなければならない。

## 10 危険防止等の措置（第 13 条）

保護は、本来被保護者の自由な状態でなされることが望ましいが、精神錯乱者、泥酔者又は酩酊（めいてい）者が暴行、自殺等の危害を及ぼす事態にあるような場合には、当該警察官の制圧に抗して保護室から離れるおそれがある場合又は被保護者が 2 人以上いる等危害の防止上やむを得ない場合に限り、掛けがね等を使用することができるものとする。ただし、病人、負傷者等が入室しているときは、原則として、保護室の掛けがね等を使用しない。

## 11 異状を発見した場合の措置（第 14 条）

- (1) 第 3 項の「その所在の発見に努めるとともに、なお保護を要する状態にないかどうかを確認しなければならない」とは、逃亡した者を手配して連れ戻すこととは本質的に異なり、保護を要すると思われる状態のまま保護していた場所を離れた場合において、その所在を発見して、その者の保護を要する状態にあるかどうかを確認することであり、その結果、酔いがさめていた等保護の必要がなくなっているときは、確認するにとどめ、それ以上の措置は必要としない。保護を要する状態にあることを確認したときは、再び保護に着手する。

なお、この確認の措置をとることを必要と認める時間的又は場所的範囲等については、保護の場所を離れたときの状態等から個々に検討して判断されなければならないが、逃亡被疑者の手配と同一視することのないよう配意しなければならない。

- (2) 前記(1)により再度保護した場合において、その保護の場所又は時間が前の保護の場所又は時間に近接してなされた場合を除き、再度保護に着手したときから、別の保護の時間が進行するものとし、前の保護については、保護の場所を離れたときに解除されたものとみなし処理するものとする。

## 12 被保護者引渡し等の措置（第 15 条）

被保護者を家族等に引き渡したとき、関係機関に引き継いだとき又は保護を解除したときは、その状況をシステムに入力して明らかにしておかなければならない。この場合において、家族等に引き渡したとき及び関係機関へ引き継いだときは、引渡し又は引継ぎを受けた者から署名を受けておくものとする。

## 13 保護室の設置等（第 16 条）

保護を適正に行うため、署に保護室を設けることとした。

## 14 保護室に関する特例措置（第 17 条）

病人、負傷者等で既に保護している者と同室させることが不相当と認められる者を保護する場合又は迷い子、行方不明者等で保護室になじまない者を保護する場合等において、原則として、休憩室、事務室、少年補導室等を保護室に代用するものとする。

## 15 許可状の請求等（第 18 条～第 20 条）

- (1) 保護期間延長許可状の請求、簡易裁判所への保護通知及び保健所長への通報については、原則として、システムから出力される請求書、通知書又は通報書を使用

するものとする。この場合において、警職法第3条第1項に規定された保護と酌配（めいてい）者規制法第3条第1項に規定する保護の通知については、関係機関と協議の上、1通の通知書によって行うものとする。

- (2) 簡易裁判所への保護通知を行うべき被保護者は、システムに登録したもの（訓令第21条第1項各号に規定する者を除く。）について通知することに統一する。
- (3) 保健所長への通報は、必要により、書面による通報に先立って、電話等により所要事項を連絡するなどの配慮を行うことが望ましい。

#### 16 児童の一時保護等（第21条）

- (1) 第1項各号に規定する者については、同行状、引致状等の執行中に一時保護室に收容するものであることから、逃亡しないよう錠の設備を使用することも差し支えない。
- (2) 一時保護をした児童又は緊急同行を行った少年の中には、その性格、年齢等から保護室への收容になじまない者もいるので、当該少年等については、努めて少年補導室又は休憩室において保護するよう配慮するものとする。
- (3) 第1項各号に規定する者が逃亡したときは、当然これを捜索しなければならないのであって、その限りにおいて訓令第14条第3項の規定は準用しない。

#### 17 被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置（第22条）

第2項の規定による児童相談所等への通告は、保護者がいない場合等の訓令第15条第1項第2号の規定による通告と異なり、保護者に監護させることが不相当である場合に行うものである。

#### 18 被保護者と犯罪の捜査等（第23条）

被保護者と被疑者の取扱いを明確に区別し、保護の名を借りて犯罪の捜査をすることのないよう、被保護者が犯罪者等であることが判明するに至った場合においても、保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ない場合を除き、被保護者について取調べ等をしてはならない。この場合において、訓令第22条第1項の規定による非行少年等であることが明らかになった場合についても同様とする。

#### 19 留置規則等の準用（第24条）

保護室における保護に係る事務等について基準となるべき事項は、保護の趣旨に反しない限度において、被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号）及び静岡県警察留置管理に関する訓令（平成19年県本部訓令第24号）の一部を準用することとしたものである。